

業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(届出事項)</p> <p>第21条 DVP 参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 合併及び<u>破産手続開始の決定</u>以外の事由による解散</p> <p>(6)～(13) (略)</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第21条 DVP 参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめその内容を当社に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 合併及び<u>破産</u>以外の事由による解散</p> <p>(6)～(13) (略)</p>
<p>(参加者基金所要額)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の参加者基金所要額は、DVP 参加者ごとに、当社が別に定めるところを除き、毎月の末日(<u>休業日に当たるときは、順次繰り上げる。</u>)を基準日として計算し、当該基準日から起算して6日目(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日(以下「適用日」という。)から適用するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(参加者基金所要額)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項の参加者基金所要額は、DVP 参加者ごとに、当社が別に定めるところを除き、毎月の末日を基準日として計算し、当該基準日から起算して6日目(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の日(以下「適用日」という。)から適用するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第83条 DVP 参加者について、次の各号のいずれかに該当した場合には、当社からの通知又は催告等がなくても、当該 DVP 参加者は当社に対するこの業務方法書に基づく一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済するものとする。</p> <p>(1) <u>破産手続開始</u>、再生手続開始、更生手続開始、<u>整理開始</u>、清算開始又は特別清算開始の<u>申立て</u>又は通告があったとき。</p> <p>(2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき(合併及び<u>破産手続開始の決定</u>による場合を除く。)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第83条 DVP 参加者について、次の各号のいずれかに該当した場合には、当社からの通知又は催告等がなくても、当該 DVP 参加者は当社に対するこの業務方法書に基づく一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済するものとする。</p> <p>(1) <u>破産</u>、再生手続開始、更生手続開始、<u>会社整理開始</u>、清算開始又は特別清算開始の<u>申立</u>又は通告があったとき。</p> <p>(2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき(合併及び<u>破産</u>による場合を除く。)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

(一括清算)

第84条 DVP参加者について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、清算開始又は特別清算開始の申立て又は通告(以下「一括清算事由」という。)があった場合において、当該DVP参加者が一括清算事由発生時点において差引支払参加者であり、かつ、当該DVP参加者の参加者決済額に係る支払債務の額が当該DVP参加者の参加者基金預託残高を超えるときは、当該DVP参加者と当社との間に存在する全ての金銭支払返還債務(DVP参加者の参加者決済額に係る支払債務及び当該支払債務に起因する第70条第2項及び第91条の規定により当該DVP参加者が負担する支払債務(以下「DVP参加者の参加者決済額に係る支払債務等」という。))並びに当該DVP参加者に対する当社の参加者基金預託残高の返還債務をいう。以下同じ。)及び有価証券引渡返還債務(当該DVP参加者に対する当社の担保指定証券残高の返還債務及び証券振替の完了に係る対象有価証券の引渡債務をいう。以下同じ。)の一括清算事由発生時における債務不履行評価額を合算して得られる純合計額が、当該DVP参加者に対する当社の一の債務又は当社に対する当該DVP参加者の一の債務となるものとする。

2～5 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 平成16年12月31日までにされた破産の申立てにより平成17年1月1日以後にされた破産の宣告については、破産手続開始の決定とみなす。

(一括清算)

第84条 DVP参加者について、破産、再生手続開始、更生手続開始、会社整理開始、清算開始又は特別清算開始の申立又は通告(以下「一括清算事由」という。)があった場合において、当該DVP参加者が一括清算事由発生時点において差引支払参加者であり、かつ、当該DVP参加者の参加者決済額に係る支払債務の額が当該DVP参加者の参加者基金預託残高を超えるときは、当該DVP参加者と当社との間に存在する全ての金銭支払返還債務(DVP参加者の参加者決済額に係る支払債務及び当該支払債務に起因する第70条第2項及び第91条の規定により当該DVP参加者が負担する支払債務(以下「DVP参加者の参加者決済額に係る支払債務等」という。))並びに当該DVP参加者に対する当社の参加者基金預託残高の返還債務をいう。以下同じ。)及び有価証券引渡返還債務(当該DVP参加者に対する当社の担保指定証券残高の返還債務及び証券振替の完了に係る対象有価証券の引渡債務をいう。以下同じ。)の一括清算事由発生時における債務不履行評価額を合算して得られる純合計額が、当該DVP参加者に対する当社の一の債務又は当社に対する当該DVP参加者の一の債務となるものとする。

2～5 (略)